

期末闘争について思う

手記——三川指導部——組合員

どうハネ返すべきか 今のあきらめムードを

「あ、あ。当てにはじとんやっばってん、今期もほんなてエ少なか妥結やっばな」
ほとんどの組合員の声だった。毎年毎年夏と暮れと、ボーナスの時にきまって組合員の口ぐせに
なっていました。それが、年を重ねていくにつれて不満や不平に。今度の夏期手当
の場合は……？ 次は、職場からの手記である。

組合員も考え るべきだが……

炭労の夏期期末手当闘争が妥結
したので、坑外に働く組合員の声
を聞いて見たが、妥結金額が余り
にも少なかつたためなのか知らな
いが、思ったほど意見が出なかつ
た。それでも聞かれた声は——

「炭労は初めから、三十六、
七万円の回答が出れば、妥結する
気じゃなかったかな。そして組
合員のなかにも、要求を出す前か

この頃でも、仲間同志が組合や労働運動のことについてものをいわねんつなつてしまった。
どげんか考えんなら、このままにしておくとおしまいバン」と心から三池労組の現状を心痛す
る声が、職場からあがっている。はたしてどうか。

花咲く競馬競輪の話 沈滞した闘争への気組

別項の三川指導部の一組合員の
手記にもあるように、内部にあき
れムードが広がっている。
「もはや、キレイごとではすま

たど期末手当闘争中では、
そのことについての話題がまじ
りたくなく、競馬・競輪の話に花
咲く。なかには、朝せつかく出勤
して、おなじや、俺よりうんと

語り合っていると、以上のよう
に率直な声が集まってきたが、
「自分たちの組合への誇りがも
てなくなっているからではなから
うか。すべての分金が、今現場が
何を求めているか、そこから改め
て話し合うこと。三池闘争二十周
年記念は、そこからは？」

「反対に、いらん文句は多く
減っている。
——現場集金の集まりが極端に
減っている。
——反対に、いらん文句は多く
減っている。

「自分たちの組合への誇りがも
てなくなっているからではなから
うか。すべての分金が、今現場が
何を求めているか、そこから改め
て話し合うこと。三池闘争二十周
年記念は、そこからは？」

正直な声が伝える職場の現実

炭労の夏期期末手当闘争が妥結
したので、坑外に働く組合員の声
を聞いて見たが、妥結金額が余り
にも少なかつたためなのか知らな
いが、思ったほど意見が出なかつ
た。それでも聞かれた声は——

「あ、あ。当てにはじとんやっばってん、今期もほんなてエ少なか妥結やっばな」
ほとんどの組合員の声だった。毎年毎年夏と暮れと、ボーナスの時にきまって組合員の口ぐせに
なっていました。それが、年を重ねていくにつれて不満や不平に。今度の夏期手当
の場合は……？ 次は、職場からの手記である。

「あ、あ。当てにはじとんやっばってん、今期もほんなてエ少なか妥結やっばな」
ほとんどの組合員の声だった。毎年毎年夏と暮れと、ボーナスの時にきまって組合員の口ぐせに
なっていました。それが、年を重ねていくにつれて不満や不平に。今度の夏期手当
の場合は……？ 次は、職場からの手記である。

「あ、あ。当てにはじとんやっばってん、今期もほんなてエ少なか妥結やっばな」
ほとんどの組合員の声だった。毎年毎年夏と暮れと、ボーナスの時にきまって組合員の口ぐせに
なっていました。それが、年を重ねていくにつれて不満や不平に。今度の夏期手当
の場合は……？ 次は、職場からの手記である。

「あ、あ。当てにはじとんやっばってん、今期もほんなてエ少なか妥結やっばな」
ほとんどの組合員の声だった。毎年毎年夏と暮れと、ボーナスの時にきまって組合員の口ぐせに
なっていました。それが、年を重ねていくにつれて不満や不平に。今度の夏期手当
の場合は……？ 次は、職場からの手記である。

「あ、あ。当てにはじとんやっばってん、今期もほんなてエ少なか妥結やっばな」
ほとんどの組合員の声だった。毎年毎年夏と暮れと、ボーナスの時にきまって組合員の口ぐせに
なっていました。それが、年を重ねていくにつれて不満や不平に。今度の夏期手当
の場合は……？ 次は、職場からの手記である。



堅坑のケージを出てくる、坑内労働者。このころお互い
同志の対話もとみに減つたというが、表情に疲れもあり
あり。

新労組員も真 剣に考える

ある新労組員はいつた——「俺
どが組合は、いくら期末手当を
要求しとつか、いっちゃんわか
らん。早出して組合掲示板(新労
組)の見たら、三十六万五千円
で妥結しとつか。交渉経過どう
か、要求額を提示せんでいて、
妥結額だけを提示する。俺たち組
合員をバカにしとるじゃなかな」
職場の者の一人ひとりが、胸の
なかに秘めていた意見をのぞくこ
とができたら、三池労組員の方は
「これでは、四十五万円要求より
も、四十万円を要求する方がまだ
まし」の声があるように、あきら
めムードがほとんどで、また新労
組には新労組の在り方が問題に
なっていることがわかった。

「これでは、四十五万円要求より
も、四十万円を要求する方がまだ
まし」の声があるように、あきら
めムードがほとんどで、また新労
組には新労組の在り方が問題に
なっていることがわかった。

「これでは、四十五万円要求より
も、四十万円を要求する方がまだ
まし」の声があるように、あきら
めムードがほとんどで、また新労
組には新労組の在り方が問題に
なっていることがわかった。

「これでは、四十五万円要求より
も、四十万円を要求する方がまだ
まし」の声があるように、あきら
めムードがほとんどで、また新労
組には新労組の在り方が問題に
なっていることがわかった。

電気税訴訟で控訴

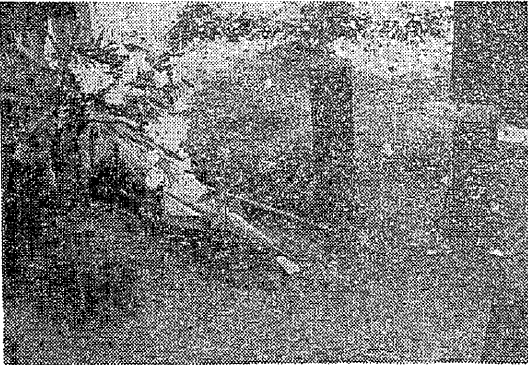
大牟田市 課税権認めよと

大牟田市が国を相手として起こ
した電気税訴訟は、福岡地方裁判
所で、六月五日「自治体独自の課
税権は認められない」との判決が
出、請求が却下されたことは周知
の通りである。
その後六月十七日、市は福岡高
等裁判所に控訴、引き続いて争っ
ていくことになった。

市のもともとの訴えは、「特定
企業への電気税の非課税措置は、
自治体固有の課税権や自治権を侵
害し、また、法の下の平等に反す
るので憲法違反である」として、
市税の減収分の国家賠償を求めた
もので、全国的に注目されてきて
いる。判決によれば、「①憲法九
十一条は自治体の課税権を認め
る。②しかし国の法律内で定めら
れるものであるから、市はそれに
従うほかはない」(大牟田市職労
の、六月六日発行のビラから)と
いうのであった。判決は、明らか
に国の最高法である憲法を踏
破している。大企業は国の租税特別
措置法によって、はく大な非課税
措置をうけている。ここにも不当
な、大資本奉仕のからくりがあ
り、そのため市の財政が大きく圧
迫されているのが実態だ。

死没四人の冥福を祈る

8月10日、蓮心寺で保存会が



一の浦墓地の一隅にある四人墓地。だ
れか、花を献げていた。

ことしも大
牟田四人墓地
保存会(代表―浦川守典蔵)の手
で、「死没四人労働者法要」が市
内久保町二丁目一の八の、新築
落成した蓮心寺本堂で営まれる。
法要は八月十日の午前十一時から
で、こし十一日。

死没四人とは記すまでもなく、
明治―大正―昭和の三代をつらぬ
き、三池炭鉱(はじめは信濃だつ
た)に不可欠な労働力として投入
されていた四人(三浦、福岡、熊
本、長崎、佐賀の各県関係三池
集治監)で、非業な死を遂げてい
った人びとをいうが、三池炭鉱の
発展、ひいては大牟田の歴史の
柱だったといえる。

すでに四人労働は廃止(昭和五
年)とされてから五十年過ぎるが
死に数えさだかなく、この営
みはせめてもの供養である。一般
のおまわりを歓迎している。